

令和4年第1回長与町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和4年 3月 1日

本日の会議 令和4年 3月16日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 局長 富永正彦君	議事課 長 青田浩二君
係 長 江口美和子君	主 査 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副 町 長 鈴木典秀君
教 育 長 勝本真二君	総 務 部 長 日名子達也君
企 画 財 政 部 長 森川寛子君	建 設 産 業 部 長 山口新吾君
住 民 福 祉 部 長 栗山浩二君	健 康 保 険 部 長 志田純子君
水 道 局 長 田中一之君	会 計 管 理 者 宮崎伸之君
教 育 次 長 山本昭彦君	秘 書 広 報 課 長 中村元則君
政 策 企 画 課 長 荒木隆君	財 政 課 長 木須紀彦君
産 業 振 興 課 長 川内佳代子君	

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 12時13分

令和4年第1回長与町議会定例会
議事日程（第5号）

令和4年3月16日（水）
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	3	長与町企業立地促進助成条例	※産業
2	4	長与町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例	※総務
3	5	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	※総務
4	6	長与町分担金徴収条例の一部を改正する条例	※産業
5	7	長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例	※総務
6	8	長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	※産業
7	9	長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総務
8	10	町道路線の廃止について	※産業
9	11	町道路線の認定について	※産業
10	12	令和3年度長与町一般会計補正予算（第13号）	※総務 ※産業
11	13	令和3年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	※総務
12	14	令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	※総務
13	15	令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）	※総務
14	16	令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	※産業
15	17	令和4年度長与町一般会計予算	※総務 ※産業
16	18	令和4年度長与町駐車場事業特別会計予算	※総務
17	19	令和4年度長与町国民健康保険特別会計予算	※総務
18	20	令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計予算	※総務
19	21	令和4年度長与町介護保険特別会計予算	※総務
20	22	令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算	※産業

2 1	2 3	令和4年度長与町水道事業会計予算	※産業
2 2	2 4	令和4年度長与町下水道事業会計予算	※産業
2 3	2 6	令和4年度長与町一般会計補正予算（第1号）	—
2 4	—	委員会の閉会中の継続調査申し出	

※付託された委員会

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。委員会審査大変お疲れさまでした。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第3号長与町企業立地促進助成条例から日程第9、議案第11号町道路線の認定についてまでの9件を一括議題とします。ただいま一括議題とした議案について委員長の報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○12番（河野龍二議員）

おはようございます。それでは産業文教常任委員会に付託をされた議案等の審査結果について報告いたします。審査期間は令和4年3月7日から3月10日、委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職並びに職員を招き審査を行いました。

まず議案第3号長与町企業立地促進助成条例ですが、提案理由、主な内容は、空き店舗解消や雇用機会の拡大を目的に家賃や雇用に係る費用への助成を行うため、必要な事項を定める条例。第1条は目的、第2条では用語の意義、第3条では事業者に対し建物等賃借助成金並びに雇用促進助成金を交付できることを規定し、別表で助成金の額を定めている。第4条では対象業種など、各条項の内容と規則などの説明を受け審査を行いました。主な質疑では、質疑、長与町に起業したいとの相談はあるのかに対し、答弁では、小規模ではあるが起業したいとの相談もあり、助成金の質問も多く受けている。質疑、雇用促進助成金の対象労働者は短時間でも常時雇用なら該当するのかに対し、交付申請では雇用保険被保険者証の提出を求めており、雇用保険に該当する労働者が対象となる。質疑、交付時期が翌々年度となるのは起業意欲を損なわないのかに対し、町の産業振興と長期雇用が目的なので翌々年度の交付とした。質疑、工場等設置奨励条例で対象になっているイオンタウン内の店舗でも、新たな起業の場合は本条例の対象となるのかに対し、指定要件が異なるので本条例の要件に合えば対象となると考えている。質疑、助成金を受ける事業者は日本国籍が無くても対象となるのかに対し、そこで雇用する方が長与町民であれば助成対象になると考えている。

以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第6号長与町分担金徴収条例の一部を改正する条例。提案理由、主な内容では、急傾斜地崩壊対策事業に係る地元負担金の軽減を図る改正と、国の補助事業の対象とならない自然災害防止事業に係る分担金について新たに定めるもの。第2条（分担金の徴収）に自然災害防止事業（補助営）を加え、別表では急傾斜地崩壊対策事業の分担金の額を「事業費総額の5パーセントに相当する額又は75万円に工事施工延長1メートルにつき1万円を加算した額のいずれか少ない額」に改正した。新たに自然災害防止事業（補助営）を追加し、分担金の額を「事業費の総額の25パーセントに相当する額。ただし1か所の事業費が450万円を超える場合は、その超える部分については、100パーセントに相当する額」とするものと説明を受け審査を行いました。主

な質疑では、質疑、自然災害防止事業とはどのような事業が該当するのかに対し、町が事業主体となり事業費が100万円から450万円で、受益戸数が1戸から実施可能な事業。質疑、防止事業となっているが被害が起きる前でも可能なのかに対し、予防工事にも使用できる。質疑、納入義務者とは誰のことを指すのかに対し、急傾斜地崩壊対策事業は影響を受けるものが納入義務者となり、自然災害防止事業は土地の所有者または被害対象者の協議で納入義務者を定める。

以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第8号長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について審査を行いました。提案理由、主な内容では下水道事業計画の変更に伴い、排水人口を3万7,100人に、排水区域面積を875.36ヘクタールに改めるものと説明を受けました。主な質疑では、排水区域面積は増えているのに人口が減っている理由はなぜかに対し、排水人口は社人研の推計値を使用しているので減少している。質疑、排水人口や排水区域面積などの設定は法律で規定されているのかに対し、地方公営企業法で定められている。

以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第10号町道路線の廃止について。議案第11号町道路線の認定について。提案理由として、議案第10号と議案第11号は関連する内容であったので、提案理由の廃止路線12路線、認定路線11路線については一括して説明を受け、その後現地調査を行い審査を行いました。

特記する質疑はなく、全会一致で可決すべきものと決しました。以上、議案第11号まで報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第3号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第6号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第8号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第10号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第11号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○9番（金子恵議員）

それでは引き続き、総務厚生常任委員会に付託された議案について報告を申し上げます。3月7日から11日にかけて、7日は金子欠席、8日から11日は委員全員出席の下、副町長、関係所管管理職並びに職員を招き、審査を行いました。

まず、議案第4号長与町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例ですが、提案理由は、国もしくはほかの地方公共団体との人事交流において採用される職員または転任を命ぜられた職員が、住居の移転を伴い赴任をする場合における旅費を支給するため、所要の改正を行うもの。以上の説明がありました。主な質疑として、条例改正の背景は何か。それに対し、これまでも人事交流を行われてきたが、県庁、長崎振興局など移転を伴わないものだった。今後、国との人事交流を行うための体制整備であるという答弁でした。次に、国との人事交流の予定があるのかという質疑に対し、教育委員会がスポーツ庁とできないかとの意向があり、それに向けた体制整備を行っているところであるという答弁でした。質疑、人事交流の費用はどうなるのかに対し、相互交流を想定している。本町から国へ行く場合は国の旅費法、国から来る場合は本町の条例で対応するとの答弁でした。次に、移転料が県の条例と違うが根拠は何かという質疑に対し、国の旅費法を参考にしているというものでした。

以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を報告します。子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を減額する地方税法の改正が行われたため、所要の改正を行うもの。また、文言引用条項の変更を行うものである。以上の説明がありました。主な質疑として、全体で240万円の減額になるとのことだが何世帯かに対し、世帯数は分からないが被保険者数は190人であるという答弁がなされました。

以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について、御報告申し上げます。主な提案理由は、高齢者に対するニーズが多様化している中、高齢者の外出の機会や健康づくりを支援することを目的とし、現在70歳以上の高齢者を対象にバス利用券、タクシー利用券、または健康づくり助成券のいずれかを1,500円分交付しているものを2,500円に拡充することに伴い、敬老祝金の支給額について改正を行うもの。以上の説明がありました。主な質疑は抜粋して行いたいと思います。質疑、敬老祝金と交通費助成は関係があるのかという質疑に対し、全く別の事業である。しかし、高齢者の事業に関するものとして総合的に見直しをしてきた経緯もある。次に、コロナ禍で当事者に意見聴取もできていない。4月施行ということは、この何週間しかないタイミングで出すのではなく、12月議会でも9月議会でも出せたと思う。あるいは、6月議会に出し次年度施行。そういかなかったのは、財源、交通費助成を急ぐあまりのことなのかという質疑に対し、平成30年の見直しの当時から1,500円という金額自体、増額したいと考えていた。その中で、財源のめどが立ったことで今回上程をしたという

答弁がありました。

質疑終了後、100歳の敬老祝金を現状のとおりとする修正案が提出され、まず、修正案について採決した結果、賛成少数で否決すべきものと決しました。続いて、原案について、討論、採決した結果、賛成少数で否決すべきものと決しました。

次に、議案第9号長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御報告申し上げます。提案理由として、全国的な消防団員数の減少に歯止めをかけるため、消防団の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、処遇改善を図ることを目的としている。以上の説明がありました。主な質疑として、出動時間の始まりと終わりはどのように決まるのかに対し、訓練は集合時間と終了時間で分かる。災害の場合は様々である。出動してから分団ごとの片付けが終わるまでを、自己申告を基に分団長が判断するとの答弁でした。次に、災害以外で出動報酬が発生するものはあるかの質疑に対し、夏季訓練や自主防災組織との訓練も出動の対象となるという答弁で、以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（山口憲一郎議員）

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第4号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第5号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第7号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第9号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第3号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

松林議員。

○2番（松林敏議員）

議案第3号長与町企業立地促進助成条例について反対の立場から討論いたします。本条例では、助成金の交付の対象となる業種に飲食サービス業が含まれています。飲食サービス業は、ごく狭い範囲での需要と供給のバランスの上に成り立つもので、新しく飲食店ができることは供給過多になり、町内の既存の飲食店への悪影響に繋がる懸念されます。この理由から、飲食サービス業は企業立地促進条例には適していないと考えますし、ほかの自治体の企業立地促進条例について調べてみたところ、飲食サービス業に助成している自治体は私は見つけることができませんでした。また、議案上程の際の質疑の中で本町には飲食店が少ないという説明がありましたが、これは人口の割に少

ないということだと思っんですけども、本町はベッドタウンという性質上、平日昼間の人口が少ない点と幹線道路がなくロードサイド型の店舗型がない点が理由だと思われま
す。この2点により町民が町外で飲食する機会が多く、町外の人が町内で飲食をする機
会が少ないため、本町では飲食店の需要が少なく新規出店も少ないと。結果、長与町に
は人口の割に飲食店の数が少ないと思われます。また、新型コロナウイルスによる飲食
店への影響はとても大きく、本町の既存の飲食店も厳しい状況にあり、アフターコロ
ナの外出産業では一時的にリベンジ消費が期待できるものの、コロナ前の水準まで戻
ることはない心配されている状況であります。さらには、肉類や小麦粉といった原材料
の高騰も不安の原因の一つであります。需要が増えれば、自然発生的に供給も増えま
す。店舗も出来ると思っます。今行政がやるべきことは、飲食店の新規開店を助け
ることではなく、町内の人
が町内で飲食をし、町外の人
が町内に飲食をしにやってくるような、
町内の飲食の需要を喚起することだと思っます。

以上の理由により、反対の討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第1、議案第3号長与町企業立地促進助成条例を採決します。この採
決は起立によって行います。本案に対する委員長
の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されましました。

これから、議案第4号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第2、議案第4号長与町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例
を採決します。本案に対する委員長
の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されましました。

これから、議案第5号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第5号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第6号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

議案第6号長与町分担金徴収条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場で討論いたします。今回の改正案につきましては、急傾斜地崩壊対策事業の受益者負担の軽減を図ることと、国庫補助事業の対象とならない山地災害に対応するために、県の補助金を活用した自然災害防止事業として、町が行う際の分担金の額を新たに定めるものであるとの説明がありました。町内において大雨時に自宅周辺のがけ地、法面などの土砂災害の不安を感じておられる方々のうち、事業の採択基準に該当する箇所であれば、従来の負担額より大幅に少ない額で事業の申請を行うことができることになり、土砂災害特別警戒区域における防災減災対策が大きく推進するものと期待しております。今回の対応は、事業が推進することで町の財政負担が増大することも想定した上での改正案だと理解しておりますが、何より安心安全なまちづくり、災害に強いまちづくりを実践していくために取り組んでいくという町の強い思いを感じております。本議案の提案に敬意をもって賛成といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第4、議案第6号長与町分担金徴収条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第7号の討論を行います。

まず、賛成討論はありませんか。

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

議案第7号長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例に、賛成の立場から討論を

いたします。本条例は1つには、77歳への5,000円を削除して支給しないこと。2つには、88歳への2万円はそのまま据え置きとすること。3つには、100歳への8万円を5万円とすることです。この改正の理由は、77歳については平均寿命が延びているとのことで廃止ということでございます。100歳についてはなぜ5万円なのか、具体の理由が理解はできなかつたわけでございます。総じて言うと、この祝金の額の変更そのものについての議論があまりなされていないように感じざるを得ませんでした。それは、高齢者交通助成金のバス券、タクシー券、健康づくり券と絡ませ過ぎ、年1回限り1,500円を2,500円に改正するための財源を、祝金を削除しこれに充当することを強調した説明からして明確であります。審査に当たり指摘されていたことが、1つには、あまりにも唐突であること。2つには、提案されて初めて交通助成金のこと具体的に出てきたこと。3つには、祝金改正の額の根拠が不明であったこと。4つには、委員会での説明が祝金の改定額と交通助成金の二者択一を迫るようなことでありました。要は、違和感を持つような説明があったこととあります。そこで、この4つ目につきましては、私から発言の取り消しを求めたような状況でございました。以上のようなことから、賛成する雰囲気にはなり得ませんでした。委員会においての採決で、賛成少数で否決の結果となったのであります。私が本会議での採決の前に、町長の真の改正に対する見解を聞く必要があると強い思いから町長と面会を行いました。内容についての言及は省略いたしますが、町長の改正に対する思い、決意を拝聴し、感動を覚えました。執行側としての議案の提案は、これが最善なものとして論理と自信を持って行われるものでなければなりません。一方、議会の理解が得られること。2つ目には町民の理解と協力が得られること。この視点があることを忘れてはなりません。この事によって、事の実現の負荷が決定されることとなるのであります。このことを、職員の方々が十分認識され、町長の政策がスムーズに実現されるよう努めていただくことを要望しておきます。最後にあえて付け加えますが、委員会での採決とは真逆となり、またこのようなことは初めてのことでありますが、以上のような動向を踏まえ、議会最終日の採決に当たり熟慮の上、本案に賛成することといたし賛成討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありますか。

安部議員。

○6番（安部都議員）

議案第7号長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論いたします。まず初めに申し上げますが、本議案は総務厚生常任委員会で、賛成少数で否決されたものでありますことを申し上げます。そして今回の改正案は、77歳の5,000円支給を廃止し、100歳の8万円を5万円に減額するものであります。その差額分264万円を令和4年、交通費健康づくり事業へ充当するものだと答弁をいただきました。目的が全く異なっているものでもあり、特に100歳への敬老祝金は、1世紀

という長い激動の時代を生き抜いてきた大正生まれの貴重な長与の宝でもある長寿者23人への祝福と慰労の感謝に対する祝金でもあります。それを減額することは、高齢者の楽しみを奪う形となり、断じて承認できません。平成29年の高齢者に関するアンケートは5年前のものであり、現在コロナ禍で外出もできなく、在宅を余儀なくされる高齢者はコロナ禍が収束したら、その祝金で心身ともに癒やしたいと楽しみにしている高齢者たちの声が聞かれました。敬老祝金264万円を充当するのではなく、1,500円から2,500円にアップする健康事業の予算に対しては、より努力し、予算化を今後図るべきだと考えます。議員に対する説明も再度ありましたが納得できるものではなく、本議案に賛成しなければ健康事業が実施できないとの旨がありましたが、言語道断だと考えます。よって到底賛成できるものではなく、本議案に反対いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

私は、議案第7号長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。本条例の改正の趣旨は高齢者に関する事業の見直しに伴い敬老祝金の支給額を改定するもので、高齢者の外出の機会や健康づくりを支援することを目的として70歳以上に支給する高齢者交通費、健康づくり助成金を1,500円から2,500円に拡充するための原資として改定するものであり、妥当な提案であると考えます。敬老祝金の金額は改定されますが、決して本町の高齢者に対するお祝いの気持ちが変わるものではないこと。さらには住民の健康づくり、健康寿命の延伸に繋がる改定であると考え、本議案に賛成いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

私は、議案第7号に反対の立場から討論を行います。今回の改正内容は、これまで77歳に達した住民に支給していた祝金を今後は支給しないこと。100歳の方への支給を3万円減額する内容であります。町はその理由を、高齢者の入浴や交通費助成を1,000円増額し、2,500円とするための財源の一部に充てると説明をいたしました。交通費助成を増額し住民ニーズに応えようという執行部の考えは、委員会での質疑の中で十分に私も理解をいたしました。同時に、住民代表である議会議員として私が頭から離れないのは削減される側のことであります。百寿に到達する方は、厚生労働省の調査でも僅か数%に当たります。また77歳、喜寿の方はほとんどが年金で生活をしている方々であるということです。敬老祝金はばらまき政策だという意見がありますが、私は戦後の食糧難、廃墟となった国の復興に尽力するなど、長年にわたり社会に貢献してきたこ

とに対し、町民が感謝の意思を表明する制度だと認識をしております。また本町においては、資源の拠点回収に70代、80代の高齢者も積極的に参加をしております。真冬も、また雨風に打たれるような日でも屋外に1時間以上立って活動しています。これらは町からの要請に応じて資源分別の拠点回収に参加し、町の財政負担の軽減に協力してきたことにほかなりません。議会が祝金削減を議決した場合、高齢者はどう感じるでしょうか。恐らく多くの高齢者は自身の長生きが町の財政負担になっているのか、こう肩を落とすに違いありません。そのことを思うと賛成することができません。反対のもう一つの理由は、あまりに唐突だったということであります。以前、公共施設の有料化が議会で可決したあと大きな騒動となり、地元新聞も「意見聞かず突然決定」という見出しで大きく報道をいたしました。このときと同じ轍を踏んではならないというふうに考えます。この議案が可決をされますと「また議会と行政は主権者である住民に相談なく決めた」、こう批判を受けること必至です。条例改正の否決をしますと「入浴補助や交通費補助の増額はしない」と町は答弁しました。もしそうなったとしても、それは致し方ないと私は思います。私は否決となった場合も、また可決された場合でも、住民にしっかりと説明をする覚悟ができております。交通費、健康づくり助成金が1,000円増えるか否かは採決の結果が出るまで分かりませんが、いずれにしろ増額相当額は誰かが受け取る予定だった長寿祝金が含まれていること。委員会では「住民に知らせる時間が必要だ」とほとんどの委員がそう述べたこと。それでも、町は今定例会で議決すべきだという姿勢を変えなかったこと。私はこれらを包み隠さず、町民の皆さんに様々な手法で説明し意見を拝聴していきたいと思っております。健康で長生きしてもらうための高齢者助成事業の財源に、長生きを敬い、感謝する意を表する、祝金を削減して充てる政策。これを住民に相談するいとまも与えず議会が即刻判断せよとされていることも含め、住民に是非聞いてみる必要があると考えます。町や議会は、強引だと捉えられる手法は必ずや主権者住民の批判、反発を招きます。ここは一旦立ち止まって、町の考えを住民に伝え、意見交換をすることが必要です。そしてその後、今後どうするかを判断することが最善の策と考え、今回の条例改正議案に反対をいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありますか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

私は、議案第7号長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場から討論いたします。本町の敬老祝金につきましては平成30年度に一度条例改正によって減額されており、その際の理由が高齢者関連事業の拡充でありました。具体的に言いますと、当時入浴補助券だったものを70歳以上の高齢者へ年額1,500円分のバス、タクシー利用や体育関連施設、文化施設の利用補助へとメニューを増やし、利用しやすくするというものでした。当時私は議員ではありませんでしたが、タクシーで

一度出かけたなら終わるくらいの1,500円という額の実用性の低さと、当時同時に町三役及び町議会議員の報酬は増額するという、経費を削減すべきところの順序が間違っているのではないかという思いから、一町民として前回の敬老祝金削減については納得できず、提案した町に対しても可決した長与町議会に対しても不信感を抱き、個人的なことですが、これが町議に立候補する一つのきっかけとなった出来事でした。そして、議員になりましてからも実際に町民から「年間1,500円では少な過ぎる」という声も多数聞いておりましたので、一般質問や質疑の中で、保険者機能強化推進交付金を活用するなど高齢者交通費、健康づくり助成の年間1,500円を増額すべきということと、敬老祝金を以前の水準まで回復することの両方提案、要望してまいりました。そのような中で敬老祝金の改定だけを見ますと、私が求めてきた祝金の回復とは真逆の廃止、減額という残念な内容ではありますが、政府推計によりますと60歳以上の人口は増加のピークを迎える2042年まで今後20年間増え続け、2055年には75歳以上の人口が26%を超えると予測されており、遅かれ早かれこの祝金制度の見直しは必要となるものであり、同時に、高齢者の健康寿命延伸のための事業の早期増強が必要であるのが現実であります。内閣府によりますと、健康寿命が1年長い都道府県では一人当たりの医療費が3万1,000円低いという相関関係があるとされており、敬老祝金を改定することによって、町内の70歳以上の全ての高齢者が毎年受けられる外出機会の確保と健康づくりのための助成の額が年額1,500円から2,500円との増額が実現すれば、そちらの方が高齢者にとってはもちろん、高齢者のみならず高齢者を支える現役世代の負担を軽減することにも繋がるものであり、一時的に給付する祝金制度よりもより広く公共性と合理性がある、重要かつ喫緊の実施が求められる福祉事業だと考えます。敬老祝金の減額に落胆を覚える町民もいらっしゃると思いますが、先程述べたとおり、今後20年、30年先まで長期的に見据えての健康な高齢者が増えることによる町民全体の公益性を考えますと、老人福祉総務費の中での調整によってすぐに実現が可能であるならば、速やかに実施すべきと考えます。しかしながら最後に、平均寿命を超える88歳の米寿の方と100歳の長寿の方へのお祝いと感謝の気持ちとして、改定後の祝金制度は今後も維持していただきたいこと。そしてこの年額2,500円の助成についても、75歳以上であっても現実として車を日常的な移動手段とせざるを得ない高齢者も多数いらっしゃいますので、より遠くへ、より頻繁に外出機会が創出できるようにバス、タクシーの利用だけではなく、ガソリン代として使用できるようにするなどの用途や増額の検討をしていただきたいことは申し添えます。この両立は簡単ではないかもしれませんが、町長が幸福度日本一を掲げる以上、町全体の財政を見直し、できる限り絶えず努力をする義務があると考えております。今後もそのように町民の要望や実情に合った制度の研究を続け、柔軟に実施していただきたいことを要望した上で、賛成といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

金子議員。

○9番（金子恵議員）

議案第7号に対し、賛成の立場で討論いたします。先程委員長報告では賛成少数、否決したと報告いたしました。委員長は委員会において採決権がないため本会議において討論を行います。本議案は、高齢者の健康づくりを支援するための交通助成金、健康づくり助成金を1,000円増額拡充するため、敬老祝金の支給額を改めるものです。しかし本条例改正案が可決されない場合、助成金増額は予算不足のため実施できないとの説明もありました。そうなることで、多くの方に不利益が生じることは否めません。2019年日本人の平均寿命は、女性87.45歳、男性81.41歳と、1989年に比べそれぞれ5歳以上寿命が延びています。これにより、高齢者自身の健康意識の高まりというものがあると言われています。本条例では、77歳の祝金を5,000円から0円にする、廃止するというものですが、平均寿命からいくと元気な高齢者も多く、また77歳が廃止されても多くの方に助成金として支給されることもあり、幅広く考えると賛成すべきという考えに至りました。高齢期の健康維持のためには、働き盛りからの疫病予防や治療の管理に加え、加齢に伴う生活機能低下の兆候を早めに捉え対処すること、すなわち介護予防が重要です。その中で、高齢者の皆さんが地域社会との繋がりを積極的に持ち孤立することなく社会参加を継続していただくため、2つの選択制の助成金の増額がなされることは大いに役立つものと考えます。77歳の祝金は廃止されますが、本町の高齢者の皆様が住み慣れた地域でいつまでも健康で自分らしく生き生きと生活していくため、高齢者自身が自らの健康や介護予防の意識を高めていく取り組みの中で、この選択、事業実施は重要と考えます。1点、本条例の当初の目的は長生きしてくださった高齢者の皆様にお祝いを受け取っていただくということでもありました。100歳が8万円から5万円に減額されますが、100歳まで生きるということは稀なことであり、減額されますが、今後もその長寿に対する感謝の気持ちを持って対応していただきたいと願います。以上賛成討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

私は本議案に賛成の立場から討論を行います。まず討論に入る前に、今回の議案に対して部長、担当課長、副町長まで御出席いただき説明を受けました。お互い大変だったと思います。お疲れさまでした。いろいろありましたけれども、事前にもう少し説明をたくさんいただけていたら、あるいはそれぞれの準備が行われていれば、ここまでは荒れなかったのかなと思っております。では討論に入らせていただきます。委員長の報告

のとおり、委員会審議において私は修正案を提出させていただきました。審議で懸念した点は、反対討論の中でたくさん述べられておりました。同様だと思いますので省略したいと思います。執行部から提出を受けた資料では、敬老祝金と交通健康助成事業を一体と考えて、年齢ごとにどのくらいの恩恵を受けるのかという比較がされておりました。その資料によりますと一部、100歳以上の方が現行よりも減額になるということが記載されております。また別の資料を見ますと、他市町村との敬老祝金の実施状況表がございました。その資料では隣町の時津町では、77歳からそれぞれ1万円、3万円、10万円、本町では改正が行われると0円、3万円、5万円と、本町と大きくかけ離れることも懸念いたしました。そのため100歳の祝金を現状のままとして、交通助成事業の拡充との予算面での両立ができると考えた修正案でしたが、委員の皆さんの賛同は得られませんでした。高齢者に行われたアンケートの中では町が、高齢者がいつまでも健康に暮らし、一人一人がそれぞれ生きがいを持って生き生きと毎日を過ごすことができるまちづくりを目指すと言われており、議員の皆さんも当然同様のお考えだと思います。また、審議の中で担当部長が述べた「何とか高齢者の健康づくりを進めていきたい」という思いには、打たれるものがございました。よって本意ではございませんが、修正案が叶わなかった以上、原案否決はその影響を受ける高齢者のことを考えると現実的ではないと思います。よって、私は本議案に賛成としたいと思います。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

本案の原案賛成の立場から討論をいたします。委員会では、当初私のみ賛成だったと記憶しております。本議案は当初予算とトータルで考えなければならないと思います。高齢者祝金の減額もありますが、減額以上に高齢者福祉に対して本予算での増額もあり、内容としては免許返納などにより必要なタクシー券の増額配布もなされる施策があるようです。私実際に、ある団地の高齢者に尋ねたところ、賛成との御意見が多かったことを付け加えておきます。全体で高齢者福祉政策のボトムアップがなされると考え、賛成といたします。以上。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

松林議員。

○2番（松林敏議員）

議案第7号長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。自分は総務厚生常任委員会の委員であり、本議案の委員会審査のとき

には反対いたしました。敬老祝金の維持と高齢者交通費、健康づくり助成金の増額が二者択一であるとの説明を受け、随分乱暴な話であると感じ反対したわけですが、委員会での審査の後、数名の方のお話を聞いて賛成することになりました。特に100歳の祝金の減額に関しましては、その減額分でより多くの人が健康に長生きを目指すことが、町全体の幸福度アップに繋がると判断するに至りました。委員会審査の前にもっと調査や勉強が必要であったと反省するとともに、混乱が起きたことを謝罪したいと思います。すいませんでした。交通費、健康づくり助成事業の利用率アップと、この事業の成功を期待し、また町民の健康寿命の延伸が達成されることを期待して、賛成討論とします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第5、議案第7号長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第8号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第6、議案第8号長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第9号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第7、議案第9号長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第10号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第8、議案第10号町道路線の廃止についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第11号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第9、議案第11号町道路線の認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第12号令和3年度長与町一般会計補正予算(第13号)から、日程第14、議案第16号令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)までの5件を一括議題とします。

ただいま一括議題とした議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○9番(金子恵議員)

それでは引き続き報告を行います。議案第12号令和3年度長与町一般会計補正予算(第13号)について御報告いたします。提案理由として総務部契約管財課では、電算システム運用開発委託料はマイナンバーカード所持者がマイナポータルから転出届、転入予約をできるようにする転入転出手続ワンストップ化に係る住民記録システム改修のための増額などを計上。地域安全課では、非常備消防費で広域消防事業による人件費増と新型コロナウイルス対策として救急自動車に搭載する飛沫防止機能を有する搬送用アイソレータ購入費などを計上。秘書広報課では、新型コロナウイルス感染症の影響により旅費並びに委託料の減額などを計上。企画財政部財政課では、歳入は交付額の確定による地方特例交付金などを増額計上。歳出は教育振興基金は教育関係施設等の更新や新図書館の建設を考慮し、1億円の積み立てなどを計上。政策企画課では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,226万4,000円の増額などを計上。税務課では、新型コロナウイルス感染症の影響により町税などの収入が少なくなると見込んでい

たが、見込みほどの減少がなかったための増額などを計上。住民福祉部こども政策課では、実績見込みにより児童福祉費の扶助費や母子衛生費の予防接種委託料の減額などを計上。住民環境課では、大村湾や長与川の水質調査の入札減や町民一斉清掃中止による委託料の減額などを計上。福祉課では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業中止や縮小したことに伴う減額などを計上。健康保険部健康保険課では、感染症予防費の集団接種時の医師、看護師の謝礼の増額や集団接種の会場設営委託料の増額などを計上。議事課では、新型コロナウイルス感染症の影響により旅費の減額などを計上、以上の説明がありました。主な質疑として総務部地域安全課では、交通安全対策費の中の工事請負費の減額の背景は何かに対し、高田南土地区画整理地内に設置するカーブミラー、防犯灯が対象であり、より有利な財源である交付金を活用するために計上したとの答弁でした。契約管財課におきましては、公共施設等管理公社補助金の減額理由は何かに対し、中途退職が出たことと職員の福利厚生費に増減が生じたためであるとの答弁でした。企画財政部財政課におきましては、公会計整備業務委託の内容は何かに対し、全国同じ基準で財務諸表を作成することになっている。資産を数字で表現することが趣旨であるとの答弁でした。次に西彼中央土地開発公社事業費負担金は支払い利息の増加によるものとのことだが、その期間はどれくらいに対し、借り入れの期間は令和3年3月31日から令和4年3月31日までであるとの答弁でした。次に住民福祉部こども政策課におきましては、子育て世帯の臨時特別給付金支給事業の繰越明許費300万円は何を想定しているのかに対し、3月中に出産し、4月に出生届けを提出したときに申請した人を対象にしているとの答弁でした。次に住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業は何世帯を想定していたのかに対し、非課税者に対する給付金、家計急変世帯に対する給付金を合わせて4,400世帯を想定していたとの答弁でした。秘書広報課、政策企画課、税務課、住民環境課、福祉課、健康保険課、議事課では、特記すべき質疑はありませんでした。

以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第13号令和3年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。提案理由として、予算総額に歳入歳出それぞれ1億1,364万2,000円を追加して、補正後の総額を42億7,468万1,000円とするもの。歳入の主なものは、歳出側の保険給付費増額の見込みにより、普通交付金を増額計上。災害等臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症に係る国保税の減免に係る国庫補助金。歳出は、療養給付費は被保険者の診療に係る費用額の増加により増額計上。出産育児一時金は、出産見込み数の減により減額計上している。以上の説明がありました。主な質疑として、療養諸費、出産育児一時金の増減は、新型コロナ感染症と関係があるのかという質疑に対し、新型コロナ感染症が流行しだした令和2年度については受診控えなどがあった影響で医療費が抑えられている傾向であった。令和3年度については、2年度の反動が来て医療費が増えているという意味では、新型コロナの影響が出ていると

考えているとの答弁でした。高額療養費が増加した要因は何かという質疑に対し、個別のケースで高額薬剤を使って治療している人がいたこと、1件3,000万円を超える手術があるなど、個別の事情によって高額療養費が大きく伸びていることが要因である。

以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第14号令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について報告いたします。提案理由として、予算総額に歳入歳出それぞれ164万5,000円を追加し補正後の総額を5億6,491万1,000円とするもの。歳入は保険基盤安定繰入金の確定。歳出は保険基盤安定負担金の確定により増額計上。以上の説明がありました。主な質疑として、広域連合への納付金はどうやって決まるのかに対し、令和3年度の保険料の軽減額について、10月時点での軽減額を基に繰入額が決定される。12月頃に金額が分かるとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第15号令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）について報告いたします。提案理由は、保険事業勘定は歳入歳出それぞれ602万2,000円を追加。主なものは、歳入において介護サービス事業勘定収入の介護予防サービス計画費と介護予防ケアマネジメント費の減収により歳入不足が生じる見込みであることから、介護サービス事業勘定へ繰り出しを行うため、基金から繰り入れるもの。介護サービス事業勘定は22万円を減額するもので、要支援者のケアプラン作成及びケアマネジメント件数の減少により収入が見込めないため減額したとの説明でした。主な質疑として、介護予防サービスの減少は新型コロナウイルス感染症の影響があるのかに対し、コロナの影響による外出控えや住宅改修、福祉用具購入などでプランの収入には繋がらなかったもの。認定申請はしたがサービスを利用しなかったことなどがある。質疑として、住宅改修はどのようなものかに対し、手すりの設置や段差解消など自立支援に繋がるもの。今年度は143件の予定であるとの答弁でした。

以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第12号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第13号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第14号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第15号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○12番（河野龍二議員）

続きまして、産業文教常任委員会の審査の結果を御報告いたします。

まず、議案第12号令和3年度長与町一般会計補正予算（第13号）の産業文教常任委員会所管についての審査の内容を報告いたします。提案理由、主な内容では、建設産業部産業振興課では、歳入歳出ともに事業費の確定に伴う減額とコロナウイルス感染防止のため各種事業が中止、縮小となったための減額補正が主な内容でした。土木管理課では、第2表繰越明許費の道路橋りょう費の全てと、公園施設長寿命化事業の一部で、特に定林橋側道橋は県道側の全面通行止めが必要になったことから、協議の日数を要したことにより繰越明許費とするもの。第3表地方債補正では6件。歳入では、各種事業の国及び県補助金の確定と地方債起債対象事業の増減による事業費の増減。歳出では、吉無田池山地区の急傾斜地管理費の減額、長与中央線舗装の道路維持費、3公園の公園遊具長寿命化対策工事費などを計上。都市計画課では、第2表繰越明許費では土地区画整理事業特別会計繰出金、西高田街路事業の2件を増額計上。第3表地方債の補正は、高田南土地区画整理事業へ充当する起債の減額1件。歳入では、土地区画整理事業充当起債で一般単独事業債の減額に伴う起債借り入れの減額。歳出では、公有地財産購入費の増額などが提案されました。教育委員会教育総務課、学校教育課では、第3表地方債の補正が1件。歳入では、長与小学校体育館改修工事の工事費確定に伴う起債額の減。歳出では、各種事業の中止に伴う減額と新図書館建設などのために教育振興基金を1億円積み立てる内容。生涯学習課では、第3表の地方債の補正が1件、歳入では、各種施設使用料がコロナウイルスの影響で減額計上。歳出では、コロナ交付金を活用した電子図書800冊分の予算計上との説明を受け、審査を行いました。主な質疑では、産業振興課、質疑、カキ養殖振興対策事業補助金はどのような事業かに対し、大村湾漁協に対する補助金でカキを養殖する体験事業を行っている。質疑、鳥獣被害防止対策事業が100万円減額されているのはなぜかに対し、予定していたワイヤーメッシュ設置事業の設置距離が減ったのと入札による事業単価の減少で減額となった。質疑、長与川まつりの中止はやむを得ないが花火を上げることができなかったのかに対し、本町は花火を安全に上げる所が少なく、長与港で行うとどうしても人が集まるので断念した。土木管理課では、定林橋側道橋工事で当初は県道の全面通行止めをしないで工事を進める予定が、なぜ通行止めをしなければならなくなったのかに対し、県道側に歩道がなく工事用クレーンの設置などで通行止めが必要になった。質疑、三彩橋補修工事で繰り越しが行われているがどんな工事が行われるのかに対し、川面側のクラック補修工事を入札したが不落となった。再度入札を行う予定。質疑、公園遊具の更新はどこを予定しているのかに対し、青葉台公園、立石児童公園、ニュータウン東公園を予定している。都市計画課では、都市計画道路西高田線の用地、建物移転の次年度以降の予定はに対し、北陽台高校

入り口付近の事業所の用地補償が終われば完了する。高田南土地区画整理事業の公社用地購入の面積はにに対し、令和2年度から買い戻しをしている。今回は、1,173.63平米。質疑、用地購入は事業の促進を図るために先行投資したもの。事業終盤になり換地の確保など十分な整理をする時期だと思うがどうかに対し、しかるべき場所に換地をし、売却のあと一般財源に戻すよう取り組んでいく。教育委員会教育総務課、学校教育課では、質疑、教育振興基金の残高は幾らかに対し、答弁では、令和3年度末で4億9,700万円となる。生涯学習課では、図書館建設に向けて基金の目標額はあるのかに対し、予定している額はない。質疑、電子図書館システム資料使用料は800冊購入とのことだが内訳はにに対し、買い切り型を650冊、期間限定型を150冊予定している。質疑、文化ホール音響工事の入札希望が15社で、うち4社が辞退した理由はなぜかに対し、専用機器を採用したので、その器機に対応できなかったものと予測している。

以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）では、提案理由、主な内容では、既定予算総額を4億130万円減額し、予算総額を12億9,243万5,000円とするもの。第2表繰越明許費を8億790万円計上。令和3年度分事業費の一部と国の追加補正を併せて繰り越すほか、説明書により詳細な説明を受け審査を行いました。主な質疑では、補助金の追加は例年この時期に内示されるのかに対し、追加補正の情報が秋口にあり、1月下旬に内示があった。質疑、当初予算が約17億円で8億円の繰り越しは大き過ぎるのではないかと、当初予算が過大過ぎるのではないかとに対し、繰越額が減らない現状だが一番事業費が掛かる土工事を行っているので、今の事業が完了すれば平準化されると思う。質疑、保留地処分金はどこの場所かに対し、水源池近くの土地で、換地面積が足りない方に付保留地として売却した。

以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。まず、議案第12号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第16号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第12号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第10、議案第12号令和3年度長与町一般会計補正予算（第13号）

を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第13号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第11、議案第13号令和3年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第14号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第12、議案第14号令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第15号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第13、議案第15号令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第16号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第14、議案第16号令和3年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整

理事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

場内の時計で10時55分まで休憩いたします。

（休憩 10時45分～10時55分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第15、議案第17号令和4年度長与町一般会計予算から、日程第22、議案第24号令和4年度長与町下水道事業会計予算までの8件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○9番（金子恵議員）

それでは総務厚生常任委員会に付託されました部分の議案第17号の説明を申し上げます。議案第17号令和4年度長与町一般会計予算、提案理由を申し上げます。総務部総務課では、道ノ尾駅周辺への平和モニュメントの設置や選挙費で参議院議員通常選挙などを計上。契約管財課では、運用コストの軽減を図るためデータセンターサービス利用型基幹システム使用料や新型コロナウイルス感染対策として、庁舎内ウェブ会議環境整備費などを計上。秘書広報課では、長与駅前に設置したミッケン像の劣化による補修費やホームページ保守更新業務委託料などを計上。地域安全課では、自治会加入促進に向けた情報発信として、加入促進動画委託料や高田南土地区画整理地内への防火水槽建設工事費などを計上。企画財政部財政課では、臨時財政対策債は、国が作成する地方財政対策における財源不足の解消に伴い、前年度比3億3,000万円の減額などを計上。政策企画課では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,341万円を複数の事業に充当。（仮称）図書館・健康センター複合施設整備費は、施設の整備に向け、基本となる計画の策定や設計業務の準備、専門員の人件費などを計上。税務課、収納推進課では、固定資産税について軽減措置が終了したことにより増額計上。歳出は、町民の郷土愛を育むとともに地域内外へ長与町の魅力を発信し、地域振興を図ることを目的としてミッケンをモチーフにした御当地ナンバープレート制作委託料などを計上。住民福祉部こども政策課、高田保育所では、ファミリー・サポート・センター業務委託料は約180万円を減額。障害児通所給付費は、利用人数の増加などによる約600万円の増額を計上。高田保育所では、保育対策総合支援事業補助金のうち260万円の補助や門扉取り替え工事などを計上。住民環境課では、ごみ収集委託料1億6,177万9,000円や再エネポテンシャル調査及び地球温暖化対策実行計画書作成のため、地球温暖化対策実行計画策定負担金などを計上。福祉課では、事業の見直しに伴い長寿者敬老記念品代を22

1万5,000円減額。高齢者交通費・健康づくり助成金783万6,000円などの増額を計上。健康保険部健康保険課では、ウォーキングイベントの企画運営を民間事業者に委託するための運営委託料や新型コロナワクチン接種等に関する費用などを計上。介護保険課では、新型コロナウイルス感染症の影響により濃厚接触者となった要介護者を受け入れた事業所に対する緊急ショートステイ事業補助金などを計上。会計課では、今年度から派出業務に対する手数料を支払うことにより、派出手数料などを計上。議事課では議員報酬16名分などを計上。監査事務局では監査委員報酬2名分などを計上。以上の説明がありました。主な質疑として総務部総務課では、被爆遺構の設置場所と内容はどのようなものかに対し、道ノ尾駅周辺、構内も含めた所で関係機関と協議をしている。モニュメントは、長与駅のものより一回り小さい車輪を設置するという答弁でした。次に条例などで、例規集の冊子には入っているが、ネット上では見られないものがある。どのようになっているのかに対し、インターネットに掲載しているのは条例と規則。それ以下の要綱、要領、内部規定などに関しては、インターネットでは公開をしていないとの答弁でした。契約管財課におきましては、庁舎のLED化やエレベーターの更新はどうなっているのかに対し、LED化は灯具ごとの交換を検討している。エレベーターは令和8年から9年に更新の予定であるとの答弁でした。次に施政方針の中に公用車の電気自動車の導入を進めるとあるが、今年度中の計画かに対し、ハイブリッド車とかも導入しているが価格が高い。また、インフラ整備の問題がある。しかし、車両入替え時に少しずつ増やしていきたいとは思っているとの答弁でした。秘書広報課につきましては、長与駅前に設置したミクン像を修繕することだが詳細は何かに対し、平成23年に設置したミクン像が経年劣化により塗装がはげた状態となっている。破損部分の再塗装を予定しているとのことでした。次に現在のホームページは情報が詰め込まれ過ぎていて分かりにくいと感じるが、住民からの改善の要望はきていないのかの質疑に対し、昨年より広報モニター事業を実施している。その中で、大学生にホームページ等の意見をもらい、その都度、改修できる部分はするようにしている。今の時点で意見はないが、今後あれば対応していきたいとの答弁でした。地域安全課におきましては、自治会加入促進の動画作成はどのように活用するのかに対し、ホームページ、YouTubeなどのSNSを活用しながら幅広く目に触れるような形で活用していきたいとの答弁でした。次に危機管理専門員の仕事内容は何かに対し、不当要求行為があったときは各課からの依頼によって立ち会うような形でやっている。また専門的見地から庁舎内における職員からの相談などの業務も行っているとの答弁でした。次に企画財政部財政課におきましては、ふるさと長与応援寄附金は予算の見積りが低いのではないかという質疑に対し、年度ごとに上下する。積極的に寄付金を獲得したいということで事業は構築をしている。予算もそういう編成をしているとの答弁でした。次に政策企画課におきましては、複合施設整備事業準備支援業務とは何をするのかに対し、設計業務の候補者はプロポーザルによる選定を想定している。その実施に当たり、三役、プロポーザルに関わる関係職員

に対する必要な知識の習得のための研修会の開催、プロポーザル実施要領の作成支援、審査体制の構築、準備、実際にプロポーザル実施の段階での段取り、審査に係る助言などの一連の内容を想定しているとの答弁でした。教育委員会、検討委員会との連携はどうなっているのかに対し、図書館の機能の部分については、これまで同様、現在の検討委員会の方で必要な機能、規模などを進めてもらう。一方で、健康センターについても同様に関係者からのヒアリングなどによって、健康センターとして必要な機能、規模を出していく。それを集約して複合施設として整備するのが政策企画課の仕事と考えている。今後両輪で取り組んでいくとの答弁でした。スケジュールはどうなっているのかという質問に対し、基本計画の策定と設計業務の候補者を選定するまでのプロポーザルの実施を考えている。また令和5年度以降、基本設計、それを踏まえた実施計画。実施計画が完了後、工事に着手という流れで想定をしているとの答弁でした。次に税務課、収納推進課につきましては、ミックンのナンバープレートの交付はいつからかに対し、出来上がり次第、速やかに交付したいとの答弁でした。このナンバープレートはミックンのものだけになるのかという質問に対し、希望者には現在の在庫分がなくなるまでは発行する。そのあとはミックンのナンバープレートだけになるとの答弁でした。次にふるさと納税で減少した税額は幾らかという質問に対し、1,700万円になるとの答弁でした。こども政策課、高田保育所の質問に関しましては、児童虐待や暴力等の懸念があると、それに対処するために見守り強化事業を進めていくということだが、継続的なことかに対し、見守り強化事業は継続で実施をしていく。今年度は5事業所に委託をしていたが、来年度からは3事業所に委託をするようにしている。また、支援対象については精査をしている。その他、食糧支援や物資の支援などを通して見守りを続けていきたいと考えているとの答弁でした。次にファミリーサポート事業の減額の要因は何かに対し、コロナの影響で利用人数も伸びていない状況である。また実績に合わせた金額で町から支出するように変更したとの答弁でした。児童館の利用促進はどのようなものかに対し、おひさま広場で行っている講座の回数を連携することによって増やした。また高田児童館で新しく講座を始める試みも行っていくとの答弁でした。次に保育対策総合支援事業費補助金の内容は何かに対し、医療的ケアが必要なお子さんの受け入れを行った場合の補助金であるとの答弁でした。次、遊び心のあるまちづくりの中の自然環境教育を実施指導するということが、その概要は何かに対し、保護者が自然環境が整っている場所に子どもたちを連れて行って体験させるというのがなかなか難しい時代である。大自然の中に行かなくても身近な環境の中でも十分に自然体験ができることを子どもたちに伝え、また、それが家庭へも広がると良いと考えているとの答弁でした。次に場所はどこを想定しているのかに対しては、園庭、ふれあいセンター上部のグラウンド、近隣の公園などを考えているという答弁がありました。次に住民環境課ですが、質疑、再エネポテンシャル調査とは何かに対し、答弁、幅広い再エネルギーのポテンシャルが1市2町の圏域内にどれだけあるかを調査し、それを来年度に策定予定である地球温暖化の計画

の基礎にしていくというものであるとのことでした。福祉課におきましては、現在、被爆者は何人か、1年間の相談件数、内容は何かに対し、令和2年度末で2,071人になっている。また原爆窓口相談員の対応した延べ件数は1,344件で、健康に関する相談が主であるとの答弁でした。次に健康保険部健康保険課に関しましては、ウォーキングイベントの委託料の内容は何かに対し、イベントの企画、商品交換など、事務局業務の委託になるとのことでした。次、介護保険課につきましては、緊急ショートステイ事業とは何かに対し、介護者がコロナ陽性者になった場合、濃厚接触者となった高齢者をショートステイで受け入れた事業所に対し、その人に掛かったサービス分を補助するものとの答弁でした。会計課、議事課、監査事務局では、特記すべき質疑はありませんでした。

以上、慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号令和4年度長与町駐車場事業特別会計予算について御報告申し上げます。提案理由として、歳入歳出それぞれ688万3,000円。歳入は前年度より10万5,000円の増額を見込んでいる。以上の説明がありました。主な質疑として、駐車場管理委託料の減額理由は何かに対し、人件費、管理費は若干上がっているが、令和3年度は受変電設備2か所、PCBという有害物質除去の委託をしていたが、その分が令和4年はなくなったため減額となっているとの説明でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号令和4年度長与町国民健康保険特別会計予算について報告を申し上げます。提案理由として国民健康保険税7億5,795万6,000円は、一般被保険者国保税と退職被保険者国保税の合計額。保険税の算定は令和3年中の所得を前年と同程度と見込み、収納率96%で算出している。被保険者数の減少と令和4年度から制度改正により開始される未就学児保険税軽減の影響により、前年度より1,383万2,000円の減額となっている。以上の説明がありました。主な質疑として、未就学児均等割保険税繰入金の詳細は何かに対し、医療給付分と後期高齢者支援金分は、全て被保険者に対して保険税が掛かっている。これは全員の保険税が半額になるという軽減になる。また、通常の低所得者向けの法定軽減がある。軽減によって税収が減る分については全て公費で補填されるということになっている。その公費補填の割合については、国が2分の1、県が4分の1、町の一般会計の負担分が4分の1の額を一般会計で受けて、一般会計から特別会計に全額を繰り入れることで、国保会計の負担はなくなるというものであるとの説明でした。次に県への納付金が減ってきている理由は何かに対し、一番の理由は被保険者の減少。それに加え納付金額は、県の収支の見込みによって決まる。市町村の保険給付に係った費用を普通交付金で県が負担するという仕組みになっており、県の財源は国からの支出金、社会保険診療報酬支払基金からの交付金など、収入と支出のバランスによって市町から集める納付金額が変わるとの説明でした。特定健診受診はどのように周知徹底しているのかに対し、受診勧奨については、いろいろな場面を利用

して広報、周知を行っている。特徴的な取り組みとしては、令和3年度から行っているAIを使った受診勧奨ということで、個人ごとの過去の受診の実績などに応じて勧奨の文面を変えて、その人に合った勧奨の仕方をするという事業も行っているとの答弁でした。

以上慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号令和4年度長与町後期高齢医療特別会計予算について報告いたします。提案理由として、歳入歳出それぞれ6億1,025万4,000円。前年度と比較して4,792万3,000円、8.5%の増額。歳入は、保険料は被保険者数の増加に伴い前年度から3,749万8,000円の増加。歳出は、広域連合共通経費負担金、保険基盤安定負担金、保険料の合計額で被保険者の増加により前年比4,701万1,000円の増額となった。以上の説明がありました。主な質疑として均等割が4万9,400円、所得割が9.03%に改定された。この2つを合わせると何%上がるのかの質疑に対し、保険料の改定による負担の増額は、長与町の被保険者では令和3年度の平均の保険料額が1人当たり8万3,549円。令和4年度の保険料改定後の負担額見込みが8万9,545円。約7.2%の増加であるとの答弁でした。次に、令和4年10月からの負担額が上がるということだが、1割から2割に上がる対象者はどのくらいかの質疑に対し、7%が3割負担、20%が2割、73%が1割負担になる見込みであるとの答弁でした。

以上、慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第21号令和4年度長与町介護保険特別会計予算の提案理由を申し上げます。保険事業勘定の総額は、歳入歳出それぞれ29億2,193万7,000円。介護サービス事業勘定の総額は、歳入歳出それぞれ3,151万2,000円となっている。前年度と比較して保険事業勘定が1,926万2,000円の増額。介護サービス事業勘定が37万5,000円の増額となっているとの説明がありました。主な質疑としましては、事業計画に向けたアンケート調査の対象はどのくらいかに対し、アンケートについては2種類実施をする予定になっている。1つは65歳以上で要介護認定を受けていない人。これは前回の作成のときに1,200人を対象として行っている。2つ目は要介護認定を受けている人の調査分で、800名を予定しているとの答弁でした。次に、介護予防である、めだか85やお元気クラブ、いきいきサロンなど、コロナ感染症の影響がなかったのかの質疑に対し、施設の利用自粛期間があった期間については、集合して開催はしていない。そのときに脳トレのいろいろな問題やクイズ、塗り絵、間違い探しなど課題を送り、それに伴い安否確認、状況確認のために電話するなどの形での開催を継続しているとの答弁でした。

以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上、総務厚生常任委員会に付託された部分の報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第17号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第18号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第19号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第20号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第21号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○12番（河野龍二議員）

続きまして、産業文教常任委員会の審査結果の報告をいたします。

まず議案第17号令和4年度一般会計予算、産業文教常任委員会所管について、提案理由、主な内容では、建設産業部産業振興課では、第2表地方債で農村地域防災減災事業、藤の棟ため池整備事業に係る地方債を計上。歳入では、ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金277万円は、イノシシ被害防止のための補助金。歳出では、ふるさと長与応援寄附金関係で令和4年度寄付見込額を1億円と想定し、それぞれの経費を計上。農業振興費では、長与町グリーンツーリズム推進協議会設置に向けた研修委託料を計上。商工費では、ながさきコロナ対策飲食店認証制度応援キャンペーンで認証店利用者に抽選券が当たる事業を計上。土木管理課では、第2表地方債で急傾斜地管理事業など4件。歳入では、土木費負担金の急傾斜地崩壊対策事業で嬉里郷古園地区の負担金。道路橋りょう費補助金では、三彩地区道路路面補修設計業務の補助金を計上。歳出では、道路維持費の工事費で長与中央線街路改修工事。橋りょう維持費では、2橋の補修工事。住宅費では、東高田町営住宅2棟の長寿命化工事などの説明を受けました。都市計画課では、第2表地方債で土地区画整理事業債と街路事業の2件。歳入では、活力創出基盤整備総合交付金で街路事業に充当する補助金。歳出では、繰出金で高田南土地区画整理事業に10億274万2,000円を計上。教育委員会では、教育総務課、学校教育課を一括して説明を受け、歳入の主なものは、公立学校情報機器整備費で、小中学校にICT支援員を配置する補助金。小学校施設整備事業債は、洗切小学校の給水設備と高田小学校の校舎整備を行うための起債。歳出では、小学校管理費で電子黒板を92台、中学校管理費で40台をリースで導入。工事費では、第二中学校と高田中学校の校舎整備を計上。生涯学習課では、第2表地方債で多目的研修集会施設整備事業の1件。歳入では各施設使用料など。教育費国庫補助金は、長与三彩関連遺構の発掘調査に対する補助金。歳出では、社会教育総務費で二十歳のつどいのオンライン配信業務を県立大学シーボル

ト校に委託、図書館費では、新図書館建設整備に係る新図書館整備計画検討委員会報酬と図書館整備アドバイザー経費で389万5,000円。農業委員会では、歳入では県補助金の農林水産費補助、農地利用最適化交付金、農地集積集約化対策地方公共団体事業費補助で、歳出では農業委員会と推進委員、農地の利用最適化に資する活動費用と補助金を活用したタブレット購入費を計上。以上の説明を受け、審査を行いました。主な質疑では、建設産業部産業振興課では、質疑、新規就農育成総合対策事業補助金の内容には対し、新規就農者に月12万5,000円の12か月。機械リースなどの事業費に上限500万円の補助となっている。質疑、ふるさと納税見込み1億円に対し委託料は増えてないがなぜかに対し、委託業者と交渉を行い委託料が下がる見込みである。質疑、グリーンツーリズムの内容には対し、グリーンツーリズム推進協議会を令和3年11月に立ち上げ、ミカン狩り、オリーブの収穫や漁業体験のプログラムがある。現在7団体が加入し、10団体に増やしていきたい。土木管理課では、質疑、中尾城公園のスパイラルスライダーのその後の計画はどうなっているのかに対し、県とも協議して、撤去を補助事業として行えるか、公園を今後どのようにするか、長寿命化計画の中で策定していく。空家等除去支援補助金は2件分との説明だが、申請予定の場所はあるのかに対し、どれだけの相談があるか分からないが令和4年度は2件分を計上した。相談が多ければ増やしていきたい。質疑、空家のリフォームなどに使えないのかに対し、空家除去に対する補助金となる。質疑、高田川河川改修工事の道路舗装は補正予算で不落となり減額だったが、令和4年度にできるのかに対し、今年度で行うと回答をもらっている。都市計画課では、町道新設測量設計委託料の内容には対し、高田中学校外周道路に階段があり、階段に併走した形で道路を新設する。質疑、延長幅員はどのような計画かに対し、現段階では延長106メートル、幅員は6メートルを予定。質疑、西高田都市計画道路の用地購入補償及び補填の件数には対し、用地購入、補償費件数はそれぞれ4件を計上している。教育委員会では、教育総務課、学校教育課では、質疑、各種大会がコロナの影響で中止となっている。児童生徒のために令和4年度は何らかの行事ができないかに対し、可能な限り子どもたちの活躍の場、機会を確保したいと考えている。質疑、長与小学校の体育館可動椅子の補修があるが利用はされているのかに対し、小学校の入学、卒業式のほか、郷土芸能大会などに使われ、テントを借りる費用と差異がないので修繕することにした。質疑、電子黒板の活用方法には対し、画面上にマーカー機能で書き込むことができ、動画の提供や画面の保存もできるので、授業を続きから行うことなども可能となる。生涯学習課では、質疑、スポーツ施設使用料の口座振替は年に1、2回利用する人も登録が必要なのかに対し、納付書払いも可能としている。質疑、図書館整備の今後の計画には対し、新図書館検討委員会を10回予定している。生涯学習課で図書館の基本構想、基本計画を策定し、複合施設については所管課が計画し、令和4年度12月頃に2つの計画書をまとめて整備計画書を作り、プロポーザルを行う形となる。農業委員会では、質疑、タブレットの購入台数には対し、7台分を計上している。活用方

法はに対し、農地利用状況調査のときに班を6つに構成し利用する想定。

以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第22号令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算については、提案理由、主な内容は、歳入歳出それぞれ12億2,513万8,000円で、歳入では、国庫補助金1億8,282万7,000円、県補助金3,756万5,000円、一般会計繰入金10億274万2,000円。歳出では、長崎県への委託料11億9,965万4,000円で工事の進捗を図る。予定事業の内容並びに予算に関する説明書で詳細な説明を受け審査を行いました。主な質疑では、令和3年度繰越費用で行う工事の内容はに対し、一括施工区域の4工区、5工区の切り土及び盛り土を行う。質疑、切り土及び盛り土の工事終了の時期はどうなっているのかに対し、令和4年10月頃になる予定。質疑、事業に係る年度割表だと今後単独事業の割合が多くなるようだがなぜかに対し、令和2年度以降、積極的に補助金を活用し前倒しで行ってきたので、令和4年度以降は単独費が増えてくる。

以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第23号長与町水道事業会計予算については、提案理由、主な内容は、令和4年度末の給水戸数を1万5,987戸、年間総給水量を372万9,741立方メートル。1日平均給水量を1万218立方メートルと見込み、主な建設改良事業費として7,000万円を計上。そのほか令和4年度事業内容並びに予算の説明書において詳細な説明を受け審査を行いました。主な質疑では、令和3年度に比べ時間外手当が増えているが、職員を減らした弊害かに対し、令和4年度に上水、下水を統合して初めての予算計上となる。育休や会計年度任用職員の対応もあったが、職員でないとできない作業もあり負担は掛かっているが、実情を考慮して増額とした。質疑、職員の増員などを考えてないのかに対し、企業会計などで企業努力が必要と考える。水道料金など安定した経営を維持するためにも、職員の負担を減らすような形で方策を考えていきたい。質疑、補填財源はどのようなものがあるのかに対し、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金、積立金がある。まずは消費税及び地方消費税資本的収支調整額から補填し、次に過年度分損益勘定留保資金、それでも不足する場合は当年度分損益勘定留保資金や積立金を活用し、補填財源とする。質疑、第1浄水場のあとは最終的に更地にする考えなのか、時期はいつ頃かに対し、第1浄水場の利用がなくなれば更地にする考えで、早くて令和10年頃。

以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第24号長与町下水道事業会計予算、提案理由、主な内容では、令和4年度末排水戸数を1万6,020戸。年間排水量を379万1,120立方メートル。1日平均排水量を1万387立方メートルと見込み、主な建設改良事業費として4億5,802万4,000円うち国庫補助対象事業として2億9,412万円を予定している。そのほか令和4年度事業内容並びに予算の説明書において詳細な説明を受け、審査を行

いました。主な質疑では、マンホールふたが観光客を呼ぶ方策とする自治体があるが検討はないのかに対し、一般的にデザインマンホールとして設置され、マンホールカードの配布を行っている自治体もある。町長より検討するよう指示を受け165万円の予算を計上している。質疑、下水道の未収金額が水道会計に対して多いと思うのはなぜかに対し、長崎市との処理区域の違いがあり、上水道の場合は未納の場合は停水するので料金を払われるが、処理区域が違くと支払先が違うので、下水料の支払いが遅れ金額の差が出てくる。

以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第17号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第22号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第23号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第24号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第17号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

私は議案第17号令和4年度一般会計予算に反対の立場から討論を行います。今回の予算は、敬老祝金を削減する前提で編成がなされております。高齢者福祉の予算を全体的に見ると、拡充しているとの説明を受けましたけれども、長年我が国と町の発展に寄与してきた方々への感謝の気持ちである祝金を削減するという事実は消えません。また委員会で反対し本会議で一転賛成するという事は、議会制度、委員会制度の根幹を揺るがすもので、一般的に議会人として慎むべきものであると認識をしているため、反対するものであります。これまでも町の財政負担、ボトルネックになっている事業があり、長年見直すことを提案してきました。県下有数の財政力指数が十分生かされず、様々な予算にこのしわ寄せがきているということを今回も端的に示していると考えます。賛成した場合、以上のことについて、住民に理解、納得していただくことが私はできないということで、この一般会計予算に反対をいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

私は議案第17号令和4年度一般会計予算につきまして、賛成の立場から討論いたします。令和4年度一般会計予算は約140億2,500万円と、当初予算としては過去最大でした令和3年度に次ぐ規模となっておりますが、歳入においては、町税が令和3年度より約2億円の増収が見込まれ、その他の交付金、補助金等も令和3年度から特に大きな変動はなく、臨時財政対策債の減額分も地方消費税交付金や普通交付税で措置されるなど、安定しているものと判断いたします。歳出については、妊産婦の健康審査事業や病児保育事業の拡大、保育施設等の職員の収入引き上げのための予算の増額及び新設からは、子育て世帯の支援に力を入れているという町の姿勢が認められます。また老人福祉総務費においての70歳以上の全町民への交通費助成、健康づくり助成の年額1,500円から2,500円の増額は、敬老祝金を削減するという苦渋の判断を行ってでも高齢者の健康増進のみならず、20年、30年先の現役世代の負担減を図ろうという合理性のある判断と、長期的な財政運営の視点を感じます。教育関連予算では、町内学校全ての普通教室への電子黒板のリース設置やGIGAスクール運営支援委託事業などによって、児童生徒の効率的な学習とデジタル化社会への適用、教職員の負担軽減が図られております。原動機付自転車へのご当地ナンバープレート導入事業やグリーンツーリズム推進事業からは、町長が選挙で掲げました「遊び心のある町」が、ようやく具体化し出したことが見受けられ、長与町のイメージアップによって交流人口や移住定住促進に繋がるものと期待いたします。このように子育て世帯、児童生徒、高齢者から現役世代まで、また保育士や職員などのエッセンシャルワーカーまで、町民全体の福祉を考えられた予算となっていると判断いたします。1点、商工費におけるコロナ対策認証を受けている飲食店での飲食をした人に地域商品券をプレゼント、抽選で行うというキャンペーンにつきましては、地域の商工振興という目的は理解できるものの、県の発表でも感染発生の有無に優位さがないとされている認証店と非認証店で、認証店の方がより安全という誤った認識を住民に与えかねないという部分もあると思いますので、実施に当たっては、例えば仮に認証店でクラスターが発生した場合その対応も想定するなど、費用対効果なども含めて慎重に制度設計の検討を行って実施していただきたいと思います。その他の予算につきましても委員会審査によって詳細に審査いたしましたが、不明確なものは見受けられませんでしたので、賛成といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありますか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

先程委員長報告では全会一致の報告をいたしました。委員長である私は委員会での採決に加われないので、この場で私の討論を行います。令和4年度一般会計予算に反対

する討論です。私たちはこの間、大型事業に多くの財源を注ぎ込むことで町民生活に影響を及ぼすことになるのではないかと再三注意を促し、見直しを求めてきました。しかし、その意見は届かず令和4年度予算も高田南土地地区画整理事業、西高田都市計画事業に多くの財源が注ぎ込まれています。新型コロナウイルスの影響により経済状況も悪化しています。そしてまた今後、様々な社会情勢に対応した予算編成が求められてくるということも予測しておかなければなりません。町の大型事業での終息だけが町の将来ではありません。長与町の発展は、長与町に住み続けてきた住民により支えられました。県下でも優良な財政力を持つ町となったのは、住民の皆さんが支えてきた結果です。大型事業中心の予算案では、まさにこの間指摘したように僅かな住民サービスであってもその予算の減少を迫られています。そのことは絶対に許せません。多くの財源を大型事業に注ぐ予算では、住民の様々な声に応えることができないという立場から、この予算案に反対といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15、議案第17号令和4年度長与町一般会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第18号令和4年度長与町駐車場事業特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

討論に入ります前、今年度で退職されます志田健康保険部長、宮田主査、お2人は住民の公僕として大変活躍をされました。心より感謝と敬意を表する次第でございます。本当にお疲れさまでした。また、志田健康保険部長におかれましては、再任用を希望されていると聞いています。今後とも住民の皆様の健康寿命の延伸、対策また後進の御指導をよろしくお願いしたいと思います。

討論に入ります。私は議案第19号令和4年度長与町国民健康保険特別会計予算認定について賛成の立場で討論いたします。国民健康保険制度は、国民の健康を守る最後の砦と言われており、平成30年から長崎県も国保運営に加わり、安定的な運営がなされています。また、令和4年度から未就学児に関わる国民健康保険税の被保険者均等割額を減額する処置が始まり、乳幼児がいる家庭にとっては家計の負担が幾らかでも軽減されることで、子育てしやすい環境づくりが整ってきたと歓迎をしています。さて、令和4年度長与町国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ41億2,133万9,000円で令和3年度より1億7,855万3,000円、4.5%の増となっており、中でも療養給付費と高額療養費が大きく伸びています。療養給付費は1億3,510万3,000円、高額療養費は6,228万7,000円増加しており、コロナ禍による受診控えの反動による受診増加の高額薬剤の使用等、要因は幾つかあると思われませんが、医療費削減のためには今後ますます健康づくりの推進が重要になってくるものと考えます。令和4年度の予算は、昨年度と比較して事業内容が大きく変わるところはないということではありますが、これからも秋、春のウォーキング大会、健康ポイント事業の継続等健康づくり活動をはじめ、特定健診、特定保健指導等による発症予防、重症化予防に一層取り組んでいただきたいと思います。

最後になりますが、1月に逝去されました吉岡議員に心から哀悼の誠をささげます。31年間共に活動させていただいたことに、感謝と敬意を表する次第でございます。吉岡議員は、常に健康問題に関心を寄せられ、行政に対しても多くの提案をされました。その一つが「長与町健康のまち宣言」です。この宣言がなされて3年が経過いたしますが、町長の施政方針では、本町の健康寿命は男女とも長崎県で1位ということでもあります。今後ますます健康寿命の延伸をする健康づくりを推進することを願って、私の賛成討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第19号令和4年度長与町国民健康保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

議案第20号令和4年度後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論を行います。広域連合やその議会で議決された額は、本町はこれを事務的に納付する内容ではありますが、制度に対する問題点を指摘する立場から討論を行います。住民が75歳に到達すると、従来の医療保険制度から切り離し、後期高齢者医療制度に加入することになります。高齢者が増えれば増えるほど、医療費が増えれば増えるほど、被保険者の負担を増やし続ける制度設計となっており、これまでも見直しの度に保険料の引き上げが続いております。令和4年度も高齢者が支払う保険料は引き上げとなります。制度創設時、後期高齢者医療制度は大きな反対の世論が巻き起こり、多くの野党、そして国民がこの制度の廃止あるいは改善を求める声を上げてきました。こうした国民と野党の強い反対を押し切って強行した制度は、やはり高齢者に負担と苦しみを与え続けております。該当する高齢者は、戦後の荒廃から国土と郷土の復興を成し遂げ、今日の私たちが生活する土台を築き上げてきた方々です。こうした高齢者に対する敬意がない制度設計、そして、それを実行する予算であるという点で賛成することができません。国庫負担を抜本的に増額すること、少なくとも元の老人保健制度へ戻すべきであります。これは国の制度であり、地方議会また地方単独でこれを大きく変えるということは難しい問題ではあります。しかし、この制度のこういう問題点を機会あるごとに、地方行政から国、県へと、こういう声が議会でも上がっているということを是非伝えていって欲しい。そういう立場から本議案、本予算に反対いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私は議案第20号令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の認定について、賛成の立場で討論いたします。後期高齢者医療制度は、平成20年4月から始まり、県内の全市町が加入する長崎県後期高齢者医療広域連合が運営を行っています。よって保険料の決定や保険給付、健康づくり事業については、長崎県後期高齢者広域連合が行い、窓口事務や保険料の徴収のみを市町が行っています。令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ6億1,025万4,000円で、令和3年度より4,792万3,000円、8.5%の増となっております。主な要因は、被保険者数及び一人当たりの医療費が増加したことによる医療給付費の増と説明がありました。令和4年度につきましては、保険料及び賦課制度額の引き上げがなされ、10月からは

窓口負担割合が見直されます。被保険者の負担が増えることとなり大変厳しいですが、制度維持のためには致し方ないと思われま。これからも後期高齢者医療健康診査の受診率向上や高齢者の保健事業と介護予防の事業の一体化、健康ポイント事業への助成と充実を図るとともに、広域連合と連携を深め、健康寿命の延伸に取り組んでいただきたいと思います。このことを付して賛成討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第18、議案第20号令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第19、議案第21号令和4年度長与町介護保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第22号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

ただいま議題となっています議案第22号について、反対の立場から討論を行います。委員長報告では、全会一致という報告をいたしました。委員長である私は委員会での採決権がありませんので、この場で反対討論をさせていただきたいと思。本事業は一括施工へと移行し、令和4年度も多くの財源を注ぎ込む予算案となっています。以前も指摘しましたが、債務負担行為の選択が本当に正しかったのか疑問が残ります。当然、町はどんな財政状況になっても、この一括施工に係る費用を毎年負担しなければなりません。行政はその時々々の経済状況に応じ住民生活を守るために緊急に財政を支出しなければなりません。住民の福祉の向上を目的とする行政は様々な施策を検討し、その

施策に取り組む責任があります。しかし、その責任が高田南土地区画整理事業の財源が優先され、住民生活を守れない状況になっては本末転倒です。私たちはこの膨大な事業がそのような状況になるのではないかと危惧して、これまで反対してきました。今後も町の財政を圧迫するこの事業には、承認できないことから反対討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

西田議員。

○3番（西田健議員）

議案第22号令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。高田南土地区画整理事業は、昭和61年度から始まり、今年で三十数年が過ぎようとしております。総事業費は316億円という莫大な費用が計上され事業を進めてきましたが、令和3年度には一部の宅地造成が完了し、事業の進捗がより目に見える形になってきました。令和4年度の歳入歳出予算はそれぞれ12億2,513万8,000円となっており、令和3年度から引き続き土木工事や宅地造成工事、道路築造工事などが行われます。この事業の早期完成は、地権者をはじめこの事業に関わる多くの住民の願いでもあります。また、令和2年度からこの事業を一括施工しており、令和6年度の事業完成に向け事業が着実に進んでいるところであります。しかしながらコロナ禍の厳しい状況下で国の補助金確保は不透明な部分もあり、予定どおりの完成を目指す上で重要な課題であります。今のところ一定の補助金は確保されておりますが、今後も油断することなく補助金の確実な確保と本事業の進捗に努力していただくことを要望し、賛成討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第20、議案第22号令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第23号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第21、議案第23号令和4年度長与町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第24号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第22、議案第24号令和4年度長与町下水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第26号令和4年度長与町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。ただいま議題とした議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

それでは議案第26号令和4年度長与町一般会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由を申し上げます。本議案は1月18日から長崎県全域に発令された県独自の特別警戒警報及び、3月6日まで適用されたまん延防止等重点措置に伴う不要不急の外出移動の自粛要請によって、影響を受けた事業者の支援を目的とした支援金を迅速に支給するため、急遽、追加議案という形で御審議をお願いするものでございます。それでは予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,615万1,000円を追加して、補正後の総額を140億4,148万4,000円とするものでございます。補正の主な内容につきまして2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入の14款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上しております。

続きまして3ページの歳出を御説明いたします。歳出の7款商工費に長与町事業継続支援金に係る経費を計上しております。概要といたしましては、国の事業復活支援金や飲食店等営業時間短縮要請協力金の支援金の対象でない事業者、及び他の自治体による同趣旨の支援金を受給していない事業者で、令和4年1月、2月または3月までの事業収入等が平成31年、令和2年または令和3年の同月と比較して、20%以上30%未満減少した事業所に対して1事業者につき月額10万円を上限とする支援金を最大2か月分支給するものでございます。以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照の上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

今復活支援事業が行われていて50%未満、30%未満の減少をしたところに対して給付金が送られるということで、今提案された内容はその制度を利用できない20%から30%未満の事業者というふうなことです。確認させていただきたいんですけども、当然支援給付金を併給できるということではないと思うんですけども、まん延防止で休業補償が出ている所がありますけども、休業補償をもらった所は外れるという形で良いのかですね。あともう一つ、今の事業復活支援金では、登録機関で事前確認をする必要性がありますよね。今回長与町独自と考えて良いものなのかですね。そうするとそういう登録機関等々の事前確認が同じように必要になるのか、それとも必要ないのか。その辺を確認させていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

まず、議員の御質問にありました休業補償というのは、まん延防止措置の協力金ということでしょうか。この協力金の対象の事業者につきましては、今回対象としないというふうにさせていただいているところでございます。あと登録機関におきましては、今回の長与町が行います事業継続支援金第6弾につきましては、先もって登録機関への申請等は考えておりません。そのまま直接申請をしていただければ結構でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

そうすると復活事業支援とは少し異なって、事前確認が必要ないということで、事前確認がなかなか難しいという業者もいらっしゃるようなので、そういう部分がないということではスピード感を持って給付ができるんじゃないかなというふうに思いますので、そういう形をお願いしたいのと、あと今回予算が通るといつの段階からこの申請が可能になって、給付がどれぐらいあとにできるのか確認させていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

今回の事業継続支援金の受付申請期間でございますが予定では、令和4年4月8日金曜日から令和4年6月7日火曜日までの2か月間を申請期間と考えております。また、支給に対しましては、迅速な対応をさせていただくということで金曜日締めの翌週金曜

日ということで、現在会計課と調整をさせていただいているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

確認ですが、10万円を最大2か月ということは1事業者に最大20万円で、この予算からいくと75件分ということでよろしいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

今回1か月でも20%以上、30%未満であれば10万円の支給と考えております。そういうことで1か月分を1回と見込み150件の10万円ということで算出をさせていただいております。こちらにつきましては、事業継続支援金の第5弾等が同じような形で1件当たりの予算を上げさせていただいておりますので、そちらに倣って計上をさせていただいているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第26号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第26号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第23、議案第26号令和4年度長与町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。

議会運営委員長、議会広報広聴常任委員長から、目下委員会において調査の事件について会議規則第75条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出

があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがってこれら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定しました。

閉会に当たり町長から発言の申し出がありますので、許可いたします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

令和4年第1回長与町議会定例会の閉会に当たり、一言お礼の言葉を述べさせていただきます。去る3月1日に開会をしていただきました本定例会も、本日もちまして閉会となるわけでございますが、16日間に及ぶ会期中10名の議員各位から一般質問を賜り、町政の発展のために御指摘や御指導を賜りました。併せて今回は各会計の令和4年度当初予算をはじめ、提案いたしました各議案につきましても長期間にわたり慎重に御審議を賜り厚く御礼を申し上げます。御決定をいただきました議案につきましては、施政方針でも申し上げましたとおり、この予算を的確に執行しながら持続可能な行財政運営に取り組んでまいりたいと思っております。ここで1点、例年御報告をさせていただいております町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきまして、お願いを申し上げます。現在予定されております令和4年度地方税法等の一部改正案は、国会におきまして審議中ございまして、成立と同時に公布、施行される予定でございます。現時点におきまして、関連する町税条例等の一部を改正する条例案を議会に提案できる状況にございませんので、国会にて改正案成立後、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただき、次の議会におきまして御報告を申し上げ、承認を賜りたいと思っております。現時点におきまして、予定されております改正の内容を若干申し上げます。個人住民税につきましては、所得税におきまして住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者につきましても所得税から控除をし切れなかった額を控除限度額の範囲内で、個人住民税から控除する措置を講ずるための改正でございます。固定資産税、都市計画税につきましては、景

気回復に万全を期すため土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の現行5%のところを2.5%とする改正が行われる予定でございます。また、国民健康保険税につきましては、基礎課税額、医療分と後期高齢者支援金等と課税額の限度額の引き上げが予定をされておるところでございます。今後も国会の動向を注視し改正内容が明らかになり次第、専決処分をさせていただきたいと考えておりますので御理解のほどよろしくお願い申し上げます。さて、ロシアの軍事侵攻により、ウクライナでは凄惨な状況が続いております。3月3日には議長と連名でロシアへ抗議文を送付し、4日には議会におきましてロシアによるウクライナ侵攻に対し、厳重に抗議する決議が採決されました。世界では、ロシアへの経済制裁が続いておりますが、子どもを含む多くの市民が犠牲になっているところがございます。ロシアは核兵器使用を示唆し、原子力発電所さえも標的としておるところでございます。地球上に、広島、長崎に続く第3の戦争被爆地を生むことは絶対にあってはならないと考えております。人々の尊い命と平和な暮らしを理不尽に奪う侵略行為を直ちに中止し、平和的解決への道を探ることを被爆地長与町として強く求めるところでございます。

さて、花の蕾も膨らみ春の深まりを感じるこの頃でございます。議員皆様におかれましては、体調を崩されませんようくれぐれも御自愛いただき、益々の御活躍を心から御祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（山口憲一郎議員）

これにて会議を閉じます。

令和4年第1回長与町議会定例会を閉会します。皆様お疲れさまでした。

（閉会 12時13分）